

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金申請時チェックリスト（個人事業主用）

申請者名： \_\_\_\_\_

提出書類	チェック項目	チェック欄	市使用欄
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の記入には、フリクション（消えるペン）、鉛筆、修正液、修正テープを使用しないでください。</li> </ul>		
様式第1号 補助金等交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>右上の日付（提出日）を申請受付開始日以降で記載していますか。</li> <li>本社所在地には自宅の住所を記載していますか。</li> <li>主たる事業所の所在地には事業所の住所を記載していますか。（自宅と同じ場合でも記載が必要です。）</li> <li>担当者と電話番号は記載していますか。（書類の不備があれば連絡させていただく方となりますので、申請書類の作成に関わられた方と日中につながる電話番号を記載してください。）</li> </ul>		
様式第2号 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の該当する区分に○、業種、常時使用する従業員数を記載していますか。</li> <li>更新する機器の数量を記載していますか。</li> <li>設置場所を記載していますか。</li> <li>エアコン（業務用）、冷蔵・冷凍庫（業務用）を更新する場合は、既存の機器の消費電力量を記入していますか。</li> </ul>		
様式第3号 経費明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「補助金算出に関する従業員数の内訳」を記載していますか。※上記「従業員数」は必ずしも全従業員数を記載する必要はありません。申請に必要な人数だけを計上してください。従業員数が20人以上であっても、上限額は最大200万となります。</li> <li>取引事業者は登録事業者ですか。 ※原則として、姫路市の指定する事業者からの購入が必要です。（登録事業者以外との取引には別途「理由書」が必要です。）</li> <li>金額は税抜きで記載していますか。</li> <li>経費内訳は見積書と同じ内訳を記載していますか。</li> <li>取引により付与される予定のポイント、値引き、設置工事費等の対象外経費を②補助対象外経費に計上していますか。</li> <li>補助金上限額を算出する際の従業員数は、「補助金算出に関する従業員数の内訳」の従業員合計数と一致していますか。（20人以上の場合は上限の200万円となります。）</li> <li>⑥補助金申請額は、④補助対象経費の1/2と⑤補助金上限額の小さい方の金額で、千円未満は切り捨てになっていますか。（エクセルの様式には自動計算の式が入っています。）</li> </ul>		
様式第5号 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての項目を読んで了承していますか。</li> <li>代表者名の欄は、個人事業主が自署していますか。 ※代表者名を自署以外とする場合は代表者印（シャチハタやスタンプ印は不可）が押印されていますか。</li> </ul>		

添付書類 (個人事業主用)		チェック 欄	市使 用欄
ア	代表者・経営者の健康保険証の写し（従業員数に含める場合）		
イ	登記事項証明書の写し	不要	
ウ	直近の確定申告書 (B)第一表と収支内訳書（青色申告決算書）の写し ※税務署受付印が押されていること。e-Taxの受信通知から確定申告書を印刷した受付日時が印刷されているものでも可 ※個人事業主が事業専従者を従業員数に含めない場合は、収支内訳書（青色申告決算書）は提出不要 ※事業開始後1年以内の事業者については、個人事業主は開業届でも可		
エ	姫路市税納税証明書（滞納無証明書）の写し（申請前3カ月以内に発行）		
オ	主たる事業所の所在地を証するもの（賃貸借契約書の写しなど） ※主たる事業所が申請者の住所と異なる場合に必要		
カ	従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し※1と 勤怠管理表の写し（直近月分） ※1を事業所別被保険者台帳で代用する場合は勤怠管理表の写しは不要 （従業員数に含める人数分が必要）		
キ	役員の勤怠管理表の写し（直近月）	不要	
ク	見積書の写し (内訳一式とせず、機器の内訳や設置費などの内訳、値引き、振込み手数料等の内訳が分かるもの) ※宛名が申請者であること。		
ケ	「しんきゅうさん」のくわしく比較結果画面を印刷したもの ※エアコン（家庭用）、冷蔵・冷凍庫（家庭用）を更新する場合は必要		
コ	省エネ基準を満たしていることがわかる資料 カタログ、メーカーHP、省エネ型製品情報サイトなどの該当部分のコピー		
サ	旧機器全ての写真（機器ごとに、更新前の機器の設置位置が分かる写真と機器のモデルが判別できる程度の拡大写真の2種類）※エアコンは室外機も必要		
シ	国又は県の補助事業に係る申請書類、交付決定書等の写し ※同じ事業について申請する場合のみ必要		

**◎提出書類は、コピーして5年間保管しておいてください。**

提出書類は可能な限りA4サイズで揃えて頂くようお願いいたします。A4サイズより小さい添付書類は、姫路市ホームページから『写真貼付台紙』、『添付書類貼付台紙』をダウンロードし、貼り付けてください。